

12 障害児入所施設における支援

障害児入所施設においても被虐待児童が一定割合生活しており、障がいに対する正しい理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があります。

このため、障害児入所施設においても良好な家庭的環境の整備に向けた取組みを推進します。

福祉型障害児入所施設における取組み

■現状

- ・本県に設置されている福祉型障害児入所施設は3施設で、全て県立です。当該3施設への児童相談所による措置児童数は過去5年平均で14.4人となっています。

<図表 12-1> 措置入所児童数(各年度末)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置入所児童数(3施設合計)	14人	14人	13人	13人	18人

(子ども家庭福祉課調べ)

- ・各施設では、家庭的な機能や雰囲気づくりに配慮しつつ、入所児童の個性や主体性を尊重し、心身の特性に応じた支援を行っています。
- ・また、地域行事への参加やボランティアの積極的な受入れなどにより児童の地域社会との交流を図るとともに、児童相談所や市町村、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、将来の児童の自立に向けた支援を行っています。

■課題・今後の取組みの方向性

- ・各施設は平成10年度から12年度にかけて建設されており、施設更新の制約上、ハード面におけるユニット化等の取組みは直ちには難しいことから、入所児の部屋割りの柔軟な対応など、当面は運用の工夫により、良好な家庭的環境の実現を引き続き目指していきます。